

【協議議案】

バス停留所の位置および名称変更について

1. 計画の概要

鶴岡市櫛引地域を運行する上記路線バスの「川原村」停留所について、令和 2 年 11 月に停留所の位置変更の協議をしていただきましたが、近隣住民のご協力のもと私有地へ設置していただけることとなりました。

そのため再度、停留所位置の変更を行うものです。

2. 対象路線について

- ①鶴岡(山添)大鳥線
- ②鶴岡(山添)上田沢線
- ③鶴岡(山添)大網線
- ④中央高校(山添)大網線

3. 変更内容

- ①停留所位置の変更(詳細、別紙のとおり)
- ②停留所の名称変更

4. 変更日

- ①令和 3 年 1 月 6 日予定
- ②令和 3 年 4 月 1 日予定

5. その他

このたびの停留所位置の変更に伴う、区間運賃および運行経路、運行ダイヤに関する変更はありません。

停留所位置略図



停留所位置

【旧】川原村
 (往路)山形県鶴岡市西荒屋字川原田 227 先
 (復路)山形県鶴岡市西荒屋字川原田 100 先

【新】川原村
 (往路)山形県鶴岡市西荒屋字川原田 237 先
 (復路)山形県鶴岡市西荒屋字川原田 98 先

既認可路線区間 —

【旧】バス停留所 ●

【新】バス停留所 ●